

金利スワップ取引における取引毎コンプレッション制度の導入等に係る制度要綱

2015年4月7日

株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内容	備考
1. 制度趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 債務負担済取引について、満期到来前に原取引相手方の同意を得ることなく解約することを可能とすべく、任意解約制度に代わる仕組みとして、取引毎コンプレッション制度を導入するとともに、すでに導入している一括コンプレッション制度についても利便性を向上すべく所要の見直し（Unlinked Trades コンプレッションの導入）を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の任意解約制度（債務負担済取引を原取引当事者の間の合意をもって満期到来前に解約する制度）については廃止する。
2. 取引毎コンプレッション制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者より取引毎コンプレッション申込みが行われた債務負担済取引について、毎当社営業日午後4時に、同一の自己取引口座又は委託取引口座（第二階層口座）内に所定の経済条件が合致する他の債務負担済取引（以下取引毎コンプレッションの対象となる債務負担済取引を「対象取引」という。）が存在することを確認した場合に取引毎コンプレッションを実施するものとする。 取引毎コンプレッションの実施により、対象取引を満期到来前に解約するとともに、当該対象取引と固定金利及び変動金利その他の所定の経済条件を同一とする新たな債務負担済取引を1件成立させるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 清算委託者（アフィリエイト及びクライアント）については、清算委託者の依頼に基づき、受託清算参加者が当社に対して申込みを行うこととする。 原取引の相手方の同意は不要とする。 取引毎コンプレッション処理の対象となる債務負担済取引の具体的な経済条件については、別紙1参照。 円貨、外貨建て両方の債務負担済取引を取引毎コンプレッションの対象とする。 対象取引の経済条件によっては、対象取引の満期到来前の解約のみが行われる。取引毎コンプレッションの具体的な処理については、別紙2参照。 取引毎コンプレッションの実施に伴い満期到来前に解約した債務負担済取引及び新たに成立した債務負担済取引の

項目	内容	備考
		MarkitWire への反映は行わない。
3. 一括コンプレッション処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括コンプレッションの対象をより広範なものとするべく、一括コンプレッションについて、原取引相手方の同意を得ることなく行うことを可能とする仕組みとする。 ・ 一括コンプレッション処理の実施に伴い新たに成立する債務負担済取引の申込みについて、現在は MarkitWire から申し込むこととしているが、これを廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見直し後の一括コンプレッション処理は、TriOptima 社のサービスである Unlinked Trades コンプレッション処理を利用して行う。見直し後の一括コンプレッション処理のイメージについては、別紙3参照。 ・ 円貨、外貨建て両方の債務負担済取引を一括コンプレッションの対象とする。 ・ 実際に見直し後の一括コンプレッションを行う時期及びオペレーションのフローの詳細等については、引き続き検討する。 ・ 一括コンプレッションの実施に伴い満期到来前に解約した債務負担済取引及び新たに成立した債務負担済取引の MarkitWire への反映は行わない。
4. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年9月を目途とする。(金融庁長官の認可を前提とする。) 	

以上

取引毎コンプレッションの対象取引とする所定の経済条件等

1. 取引毎コンプレッション処理の前提条件

- ✓ 債務負担済取引であること
- ✓ アップフロントフィーのフィーが全て決済済みであること
- ✓ 当日または翌営業日に利息の決済が存在しないこと

2. 取引毎コンプレッション対象取引としての所定の経済条件

① 取引単位のマッチング条件対象項目

- ✓ 取引通貨 (→通貨毎にネットtingを実施)
- ✓ 両サイドの変動金利の組み合わせ
- ✓ 取引満期日

※取引単位のマッチング条件としない項目

- ✓ 原取引約定日
- ✓ 債務負担日
- ✓ 取引開始日
- ✓ 想定元本額 (→ネットting対象)
- ✓ 原取引のカウンターパーティ

② 固定・変動サイド単位のマッチング条件対象項目

【固定・変動サイド共通】

- ✓ 現在の利息期間の開始日
- ✓ 終了日
- ✓ 現在の利息期間の支払日
- ✓ 終了日休日調整方法
- ✓ 利息日数計算方法
- ✓ 終了日休日調整参照都市
- ✓ 応答日規定
- ✓ 支払日サイクル
- ✓ 応答日
- ✓ 支払日休日調整方法
- ✓ スタブ種別 (Long/Short)
- ✓ 支払日休日調整参照都市
- ✓ スタブ種別 (Start/End)
- ✓ 利息計算期間サイクル

【変動サイド固有】

- ✓ 参照金利名称
- ✓ 参照金利期間
- ✓ スプレッド
- ✓ コンパウンディング手法
- ✓ 金利決定日参照都市
- ✓ 金利決定オフセット日数
- ✓ スタブ金利期間1
- ✓ スタブ金利期間2

【固定サイド固有】

- ✓ 固定金利

取引毎コンプレッションの具体的な処理

◆取引毎コンプレッション実施前

取引 ID	経済条件等合致している取引	想定元本	Pay/Rec	参加者からのコンプレッション希望有無	取引ステータス
1	取引 ID 1・2・3	30億円	Pay	有り	債務負担済み
2		30億円	Pay	有り	債務負担済み
3		50億円	Rec	有り	債務負担済み
4	取引ID 4・5	30億円	Pay	有り	債務負担済み
5		30億円	Rec	有り	債務負担済み
6	取引ID 6・7	20億円	Rec	有り	債務負担済み
7		10億円	Rec	有り	債務負担済み
8	取引ID 8・9	10億円	Pay	有り	債務負担済み
9		10億円	Rec	無し	債務負担済み

◆取引毎コンプレッション実施後

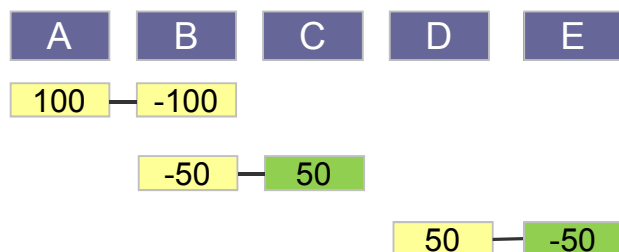
取引 ID	経済条件等合致している取引	想定元本	Pay/Rec	参加者からのコンプレッション希望有無	取引ステータス
1	取引 ID 1・2・3	30億円	Pay	有り	債務負担済み
2		30億円	Pay	有り	債務負担済み
3		50億円	Rec	有り	債務負担済み
10	—	10億円	Pay	有り/無し(参加者設定による)	債務負担済み
4	取引ID 4・5	30億円	Pay	有り	債務負担済み
5		30億円	Rec	有り	債務負担済み
6	取引ID 6・7	20億円	Rec	有り	債務負担済み
7		10億円	Rec	有り	債務負担済み
11	—	30億円	Rec	有り/無し(参加者設定による)	債務負担済み
8	取引ID 8・9	10億円	Pay	有り	債務負担済み
9		10億円	Rec	無し	債務負担済み

取引毎コンプレッションを実施した結果、次のとおりとなる。

- 取引ID1・2・3を満期到来前に解約するとともに、ネットティング後の想定元本金額の取引(取引ID10)を成立させる
- 取引ID4・5は満期到来前に解約する(新規取引は成立しない)
- 取引ID6・7を満期到来前に解約するとともに、ネットティング後の想定元本金額の取引(取引ID11)を成立させる
(取引ID6・7はPay/Recの向きが同じであるため、取引ID6・7の想定元本金額の合計が取引ID11の想定元本金額となる)
- 取引ID8・9は、取引毎コンプレッションを希望しない取引を含んでいるため、取引毎コンプレッション実施前後で変更なし

一括コンプレッションの見直し(イメージ)

【一括コンプレッション前の債務負担取引の状況】



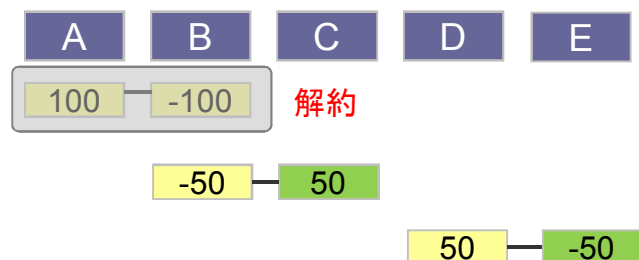
※上記については、経済条件が同一の取引との想定。

参加者名

想定元本 コンプレッションの申込みを行った取引

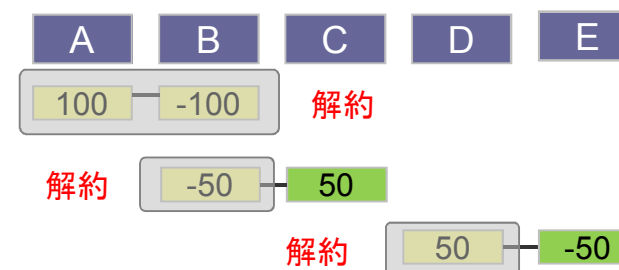
想定元本 コンプレッションの申込みを行っていない取引

【現在の一括コンプレッションによる解約】



原取引の双方の取引当事者が一括コンプレッションの申込みを行っている取引のみ、解約する

【見直し後の一括コンプレッションによる解約】



原取引の相手方が一括コンプレッションの申込みを行っているか否かにかかわらず、解約することが可能